

# 「無農薬・無化学肥料」は有機農業の一面に過ぎない —ドイツ有機農業団体の認証基準にみる持続可能性—

主席研究員 河原林孝由基

## 1 有機農業がもつ豊かな内容

日本で有機農業というと「無農薬・無化学肥料」や「安全」、「健康にいい」という言葉を真っ先に思い浮かべる人が多いのではないだろうか。これは有機農業の特徴のひとつに過ぎず、有機農業はもっと多彩で豊富な内容をもっている。ちなみに、国際的な政府間機関で国際食品規格の策定等を行っている「コーデックス委員会」で1999年に採択されたガイドラインには「有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壤の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである」と規定されている。このガイドラインはIFOAM(国際有機農業運動連盟)が示した基準を参考として策定されており、そこに示されている有機農業の主要目的を要約すると、農業生態系と農村の物質循環を重視し、地力を維持・増進させ、生産力を長期的に維持し、外部への環境負荷を防止し自然と調和しながら、十分な食料を生産し、農業者の満足感と所得を保障することにある。

ドイツ食料農業省が毎年実施しているアン

ケート調査ではドイツで有機食品を購入する理由(複数回答)は「アニマルウェルフェア(動物福祉)」、「可能な限り自然な食品」、「地域産であることや地域ビジネスへの支援」、「健康的な食事」が常に上位を占め、「子供や妊娠中の栄養」、「包括的で説得力のある情報」、「社会的基準の遵守」、「農業における適正な収入」、「味覚」などが続く(「Ökobarometer 2022」)。翻って日本では「安全な食品を食べたい」、「健康にいい」が購入する理由の上位を占めている(日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和3年7月調査)特別調査:特別な方法で栽培された農産物について」)。このことは、総じてドイツでは有機農業が経済的・環境的・社会的課題解決につながることを国民が意識・理解しているということであろう。

ドイツでは環境危機のもとで、温室効果ガスの削減や生物多様性の回復・保全をはじめ、環境にやさしい農業への転換を迫られるなかで、どのような「将来ビジョン」を描くかをめぐっての議論が盛んである。連邦政府は2020年7月に幅広い分野からなる「農業将来

第1表 ビオラントの「7つの原則」

### 循環型経済（サークュラーエコノミー）

循環型経済は、外部から肥料を供給しなくとも食料を生産できることを前提としている。糞尿や堆肥など、農業そのものから出る廃棄物は、畑の再生に利用される。したがってビオラントは、有機農業は化学合成窒素肥料なしでもやっていけると考えている。

### 土壤の肥沃化を促進する

ビオラントの農家は化学肥料を使わない。しかし、土壤の肥沃度を高め、土中に十分な腐植を確保するためには、堆肥の施用やいわゆるキャッチクロップ（間作物）の植付けなど、さまざまな対策が講じられている。その目的は土壤生物の数と活性を高めることである。

### 種に適した動物飼育

動物は特別なガイドラインに従って飼育されなければならない。基本的な考え方は、動物を生き物とみなすことである。そのためには、動物飼育において3つの基本原則を守る必要がある：飼料の質を高めること、飼育の質を高めること、そして飼育空間を広げることである。

### 価値ある食料の生産

焦点は食品そのものに当てられている。食品の味をより認識できるようにするために、たとえば、化学肥料や化学合成農薬の使用は避けるべきである。また、遺伝子組換えの植物は栽培してはならない。食品は加工においても注意深く行わなければならない。

### 生物多様性の促進

生物多様性の保全は、自然の生物学的なバランスと安定性を確保することを目的としている。ビオラントは生物多様性を促進できる3つのレベルを区別している。それは、景観レベル、圃場レベル、農場レベルである。

### 生命的自然基盤を守る

地球、空気、水は、あらゆるもののが生命の自然基盤を形成している。天然資源を大切にあつかい、持続可能な形で利用することがビオラントの原則の核心である。

### 人々にとって生き甲斐のある未来の確保

資源はますます不足していくであろうから、未来は地域的なバリューチェーンにある。バリューチェーンの参加者（農家、小売業者、消費者）は、より緊密な関係を築き、互いに公平に接しなければならない。このシステムでは、地域のバリューチェーン内で、たとえば加工会社などで雇用が創出され、地域がさらに強化される。

出所 ビオラントホームページ

**第2表 ビオラントとEU統一規格の認証基準(比較表)**

	ビオラントのガイドライン	オーガニック認証の EU 統一規格
認証マーク		 (注)
経営形態	全農場転換、全農場部門の有機経営のみ規定	部分的転換により、1つの農場で有機農業と慣行農業が可能
農地1ha当たりの最大飼育頭数	例：肥育豚10頭、プロイラー280羽、産卵鶏140羽	例：肥育豚14頭、プロイラー580羽、産卵鶏230羽
窒素肥料	施肥量は面積当たりの許可頭数に制限	肥料の総量は「肥料条例」によって制限
市販の有機肥料	血液、肉骨粉、グアノは禁止	血液、肉骨粉、グアノは認可
牛の調教（師）	不可	規制対象外
動物輸送	最長200km、最長4時間	最大8時間
飼料購入	飼料の少なくとも50%は自農場で生産されたもの	飼料生産についての規定はない
給餌	夏場の放牧の義務化	規制なし
加工	加工品の「オーガニック」使用は原材料の100%が有機由来	加工品の「オーガニック」使用は原材料の95%が有機由来
食品添加物の使用	認可は24種類の添加物	認可は49種類の添加物

出所 ビオラントならびにEU統一規格等の資料を基に筆者作成

(注) ドイツ連邦政府認定のオーガニック認証の統一規格「ビオシーゲル(Bio-Siegel)」、EUの有機栽培基準を満たした農産物や商品にEUの認証マーク「ユーロリーフ」と併用する。

委員会」を設置し、翌21年6月に答申を得ている。この委員会は、経済的、エコロジー(生態学)的、社会的に持続可能な農業・食料システムの提案を行うことを任務としており、答申では有機農業を「独自の注目すべき極めてダイナミックな市場を有する唯一の持続可能性プログラム」と位置づけ、「プロセスの品質が包括的に定義されていることから、市民は購買行動において農業に対する具体的な要求を実現することができる」とし、各種施策やアプローチ方法の提言(注)をしている。

## 2 ビオラントの「7つの原則」

ドイツでは全国で3万6,912経営が186万haで有機農業を展開している。有機農業は農業経営で14.2%、農地では11.2%のシェアである(ドイツ農業者同盟[DBV]「年次農業情勢報告(2023・24年度版)」2022年末データ)。そして有機農業経営のうち46.3%の1万7,083経営がEU有機農業基準やドイツ有機農業協会の有機農業基準を上回る独自の認証基準をもつ有機農業連盟9団体のいずれかに参加している。EU有機農業基準を最低基準として、そのうえ

(注) 「農業将来委員会」の答申の翻訳・要約版は溝手芳計・村田武編『農業は農民家族経営が担う』「第Ⅲ部ドイツ農業の将来－社会全体の課題」(2024年9月刊、筑波書房)に所収しているので参考されたい。

に各連盟独自の有機認証基準を付加・強調することでそれぞれの団体で有機農業のもつ多彩で豊かな内容の特徴づけをし、団体独自の有機ブランドを消費者にアピールしている。また、同じ連盟に参加する近隣の経営と連携することで、農場内店舗の有機產品の品揃えを図っている。

最大の有機農業連盟は「ビオラント」(Bioland、1971年設立)で会員7,936経営を誇る。そこでビオラントの独自の認証基準を紹介することとした。ビオラントには「7つの原則」(第1表)があり、ビオラントのガイドラインとオーガニック認証のEU統一規格を比較(第2表)することで、ビオラントがこれら「7つの原則」を具現化しようとしているのがよくわかる。

現在、「無農薬・無化学肥料」の農法としての技術は理論的にも整備されて進展をみているが、理論は「やり方」であってそれに通底する「あり方」つまり理念があるはずである。有機農業を「無農薬・無化学肥料」という技法に矮小化してはならない。「無農薬・無化学肥料」は有機農業の必要条件であって十分条件ではない。理念なき有機農業というものはありえない。ビオラントの「7つの原則」のように有機農業的発想は持続可能な世界を見据えているのである。

(かわらばやし たかゆき)